

# 令和8年度 長浜市会計年度任用職員募集案内

長浜市では、パートタイム会計年度任用職員(障害支援区分認定調査員)を募集しています。

**募集人員** 1人

**勤務場所** 長浜市健康福祉部しょうがい福祉課(長浜市八幡東町632番地)

**業務内容** しょうがい福祉サービス利用のための訪問、聞き取り調査業務等

- ・しょうがい福祉サービスの利用を希望する本人やその家族及びその支援者等と面接を行い、日常生活の様子や必要な支援の種類・程度等の聞き取りを行います。
- ・聞き取り結果を基に、障害支援区分を判定するための調査票の作成を行います。

## 資格等

- ・保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員、介護職員初任者研修課程修了者のいずれかの資格を有すること
  - ・パソコンが使用可能で、ワードを使った文書作成ができること
  - ・普通自動車の運転ができること(AT限定可)
- ※年齢、性別は不問

## 勤務条件

- 任用期間** 任用開始日から令和9年3月31日まで  
※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、任期満了後に再度任用される場合があります。
- 勤務日** 月30時間程度
- 勤務時間** 午前9時00分から午後5時00分のうち、別途指定する時間
- 休日** 土日祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)
- 休暇** 年次休暇等なし
- 報酬** 時間額1,361円～1,570円(月末締め翌月21日支払)  
※実務経験等により異なる
- 期末手当** なし
- 通勤費** あり(通勤方法・距離により異なる 翌月21日支払)  
※採用日が月途中になる場合、当月分は支給されません。
- 保険等** 公務災害補償
- 駐車場** なし ※通勤距離が2km以上の場合は、駐車場賃借料の一部助成あり
- 服務** 地方公務員法に規定する服務の規定が適用されます。

## 条件付採用

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 受験資格

地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長浜市職員として懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## お申込方法

・公共職業安定所を通じて紹介を受けていただくか、長浜市役所しょうがい福祉課(0749-65-6372)まで直接お申込みください。

## 選考方法

### 集団面接

日 時: 随時(応募の都度面接します。面接日時は別途調整します。)

場 所: 長浜市役所本庁舎1階しょうがい福祉課窓口へお越しください。

持ち物: 受験申込書(顔写真貼付)、看護師資格等のわかるものの写し、研修修了証等の写し

公共職業安定所の紹介状(※しょうがい福祉課へ直接お申込みされた場合は不要)

## お問い合わせ先

長浜市健康福祉部しょうがい福祉課 しょうがい企画係

電話0749-65-6372(直通)